

東三河広域連合介護保険における要介護認定等資料提供事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東三河広域連合介護保険における要介護認定等資料（以下「資料」という。）を当該資料に係る被保険者（以下「本人」という。）等に提供することにより、要支援者又は要介護者の心身、環境及び医療等の状況を把握するとともに、介護予防サービス計画、居宅サービス計画、介護予防ケアマネジメント又は施設サービス計画等（以下「サービス計画」という。）の適正化を図り、もって円滑な介護保険制度の運営に資することを目的とする。

(提供の原則)

第2条 資料の提供は、個人情報の保護に関する法律第69条に基づき、個人に関する情報の保護が侵されない範囲において、本人のサービス計画作成及び実施等に関し、必要な資料を提供するものとする。

2 提供を受けた資料は、本人の次に掲げる用途のみに限り使用するものとし、その他の用途に用いてはならないものとする。ただし、東三河広域連合長が認めたときはこの限りでない。

(1) サービス計画作成及び実施

(2) 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特列入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定

(3) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

(提供の対象となる資料)

第3条 提供の対象となる資料は、次に掲げる資料とする。ただし、申請した介護保険（要介護・要支援）認定、又は当該認定の有効期間内のみ対象とする。

(1) 認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項に係る認定調査票を含み、認定調査実施者が特定される部分を除く。）

(2) 主治医意見書（当該主治医がサービス計画の作成に利用されることに同意する場合に限る。）

(資料提供の申出者)

第4条 資料提供の申出をすることができる者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 自己のサービス計画を行う本人及びその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）

(2) 本人と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る契約を締結、又は締結しようとしている地域包括支援センター、介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う者

(3) 本人と居宅介護支援に係る契約を締結、又は締結しようとしている居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者

(4) 本人と契約を締結、又は締結しようとしている居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者

(提供の申出手続)

第5条 申出者は、要介護認定等資料提供に係る申出書（様式第1。以下「申出書」という。）に、申

出者自身であることを証する書類を提示して東三河広域連合長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出者自身であることを証する書類は、申出者が前条第2号から第4号に掲げる者である場合においては、当該の職員又は従業員であることを証する書類とする。
- 3 申出者は次に掲げる場合を除き、情報の提供を受けようとするについて本人の同意書を提出しなければならない。
 - (1) 申出者が本人である場合
 - (2) 申出者が前条第2号から第4号に掲げる者である場合で、東三河広域連合介護保険の事務手続等に必要の様式を定める要綱第2条に定める介護保険（要介護・要支援）認定申請書において情報の提供について本人が同意している場合
- 4 東三河広域連合長は、介護保険（要介護・要支援）認定申請書によりサービス計画の作成に際し資料の提供について本人から同意を得ている場合は、東三河広域連合構成市町村内に所在する地域包括支援センターの設置者である事業者からの資料提供の申出手続きを省略することができる。

（申出者の遵守事項）

第6条 申出者が第4条第2号から第4号に掲げる者である場合においては、申出書の提出にあたり、次に掲げる事項を遵守することを誓約するものとする。

- (1) 提供を受けた本人の情報を、第2条第2項各号以外の目的には使用しないこと。
- (2) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた本人の情報を本人以外の者に提示又は提供しないこと。
- (3) 病名等を本人に提供する場合は、医師の確認のもと本人に見せるようにすること。
- (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複製しないこと。
- (5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、適正な保管に努めるとともに、紛失又は破損した場合は、直ちに東三河広域連合に連絡し、その指示に従い善処すること。
- (6) 提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合は、速やかに当該資料（複製したものを含む。）を責任をもって廃棄すること。
- (7) 東三河広域連合長から提供を受けた資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。
- (8) 介護保険事業者等の従業者又は従業者であった者が、前第1号から第7号を遵守するよう必要な措置を講じること。

（資料提供の申出に対する決定等）

第7条 東三河広域連合長は、次に掲げる場合を除き、資料の提供の決定を行うものとする。

- (1) 申出された資料に係る要介護認定等の事務が完了していないとき。
 - (2) 提供することにより本人の正当な利益が害されると認めるとき。
 - (3) 主治医意見書において情報の提供について主治医が同意していないとき。
 - (4) 前条各号に規定する事項を遵守しなかったとき。
 - (5) その他提供しないことについてやむを得ない事情があるとき。
- 2 前項の場合において、あらかじめ提供できる期日を明示できるときは、その期日をもって資料の提供の決定を行うことができる。

（提供の方法）

第8条 東三河広域連合長は、前条第1項の規定により資料の提供の決定をしたときは、申出者に対し、当該資料の写しを交付するものとする。

- 2 前項の場合において、申出者は、申出者自身であることを証する書類を提示しなければならない。
- 3 前項の申出者自身であることを証する書類について、第5条第2項の規定を準用する。
- 4 資料の写しの交付は、原則として同一申出者につき1部とする。

(提供に係る費用)

第9条 資料の写しの交付に係る費用については、東三河広域連合個人情報保護に関する法律施行条例第8条を準用する。ただし、第4条第2号に規定する事業者のうち地域包括支援センターの設置者である事業者に対する写しの交付については、費用の負担を要しないものとする。

- 2 前項の写しを交付する場合における当該写しの送付に要する費用は、申出者が負担しなければならない。

(遵守事項違反に対する措置)

第10条 東三河広域連合長は、資料の提供の決定を受けた者が第6条各号に規定する事項を遵守しなかったときは、当該決定を取り消すことができ、以後の資料提供の申出を受け付けないことができる。

- 2 前項の場合において、指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第22条、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第23条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第30条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第32条、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）第36条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条において準用する同省令第33条、指定介護予防サービス等の事業の人員、施設及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）第245条において準用する同省令第53条の5、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第88条、第108条、第129条若しくは第182条において準用する同省令第3条の33若しくは第153条、又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第64条若しくは第85条において準用する第33条の規定に違反するときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第2項、第84条第2項、第92条第2項、第104条第2項、第114条の6第2項又は第115条の9第2項に規定する措置を、所在地の指定権者に通知することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、東三河広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。